

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

松田産業株式会社

代表取締役社長 松 田 芳 明

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができませんのでお手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後5時半までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区戸塚町一丁目104番19号
リーガロイヤルホテル東京 3階・ロイヤルホール I
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 株主総会の目的事項
 - 報 告 事 項 第66期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、
計算書類および連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監
査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）11名選任
の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額
設定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
 - 第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ◎ 次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.matsuda-sangyo.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付資料は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表
- ◎ 当日は、些少なからお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。
- ◎ 招集通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト (<http://www.matsuda-sangyo.co.jp>) に掲載いたしますのでご了承ください。

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、製造業を中心とした企業収益が改善し、緩やかな景気回復が続きました。一方で消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要の反動により低調に推移した個人消費もその後底堅い動きとなりましたが、円安に伴う物価の高騰などの影響により、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループの貴金属関連事業においては、貴金属原料の確保や化成品等の製品販売に鋭意取り組むとともに、国内・海外の拠点の拡充に積極的に取り組み、ベトナムの現地法人において貴金属製錬工場の建設を進めております。また、食品関連事業においても海外拠点の強化に取り組むとともに、厳しい環境が続く中での販売量の確保に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は179,523百万円（前連結会計年度比8.5%増）、営業利益は5,410百万円（同20.2%増）となりました。営業外損益での持分法投資利益の増加により、経常利益は5,832百万円（同19.2%増）、当期純利益は3,342百万円（同4.7%増）となりました。

セグメント別の営業概況は以下のとおりであります。

(貴金属関連事業)

貴金属部門では、主力顧客である半導体・電子部品業界の生産状況は、全体として緩やかな回復基調が続き、電子材料等の販売量は前連結会計年度を下回りましたが、貴金属製品の販売量は銀を除いて前連結会計年度を上回りました。また、銀を除いた貴金属相場の上昇もあり、全体としての売上高は前連結会計年度に比べ増加しました。

環境部門では、対象業界の生産活動が緩やかな回復基調にあり、当社グループの産業廃棄物の取扱量は増加で推移しましたが、写真感材回収銀の数量減少と銀価格の下落もあり、売上高は前連結会計年度に比べ減少しました。

これらの結果、当該事業の売上高は124,478百万円（前連結会計年度比5.4%増）、営業利益4,462百万円（同20.0%増）となりました。

(食品関連事業)

食品部門では、国内の緩やかな景気回復感が続き、個人消費も底堅い動きとなりましたが、円安や海外での食材需要増による品薄感などにより原価が高騰するといった厳しい事業環境となっています。この中で、水産品、畜産品および農産品の販売数量は増加し、価格の上昇もあり、売上高は前連結会計年度に比べ増加しました。

これらの結果、当該事業の売上高は55,114百万円（前連結会計年度比16.4%増）、営業利益948百万円（同20.8%増）となりました。

(2) 設備投資等および資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資は、総額995百万円であります。その主なものは、既存工場設備の更新および新規設備導入等のための支出であります。

所要資金は自己資金および借入資金で賄っております。

(3) 対処すべき課題

中長期的には、貴金属関連事業を拡大・成長の牽引役部門と位置付け、食品関連事業を安定的成長部門と位置付けた経営戦略を展開してまいります。

セグメント別の概要は以下のとおりであります。

(貴金属関連事業)

貴金属部門においては、グローバルな競争に対応した商品・サービス力の強化を図り、収益力を高めてまいります。この中で「東アジアNo.1のリファイナー」を目指し、国内拠点の整備を推進するとともに、海外拠点における地域戦略の強化にも取り組んでまいります。

海外においてはベトナム現地法人において製錬設備を備えた工場の建設を進めております。また、タイ、フィリピン、シンガポール、マレーシアおよび中国（蘇州）の現地法人においても、電子部材、化成品等の販売や貴金属リサイクル原料回収の拡大を図ってまいります。

国内においては、貴金属の回収技術の向上を進めるとともに、エレクトロニクス等の業界ニーズに対応した化成品の開発等、研究開発にも積極的に取り組んでまいります。

環境部門においては、当社グループが所有する廃酸・廃アルカリ処理設備や全国の許認可網および物流ネットワークを活用しつつ、需要業界の変化に対応したサービス分野の拡大を図ってまいります。

(食品関連事業)

食品部門においては、当社グループがこれまでに培った品質保証に関するノウハウを活かし、安全・安心且つ高品質で安定的な食品原料の供給によって事業の差別化と変化する需要業界のニーズに対応した営業の拡大を目指してまいります。この中で、輸入原料価格の上昇にも対処し、収益性の確保を図ります。また、中国（青島）の現地法人Matsuda Sangyo Trading (Qingdao) Co.,Ltd.やタイ（バンコク）の現地法人Matsuda Sangyo Trading (Thailand) Co.,Ltd.を活用し、良質な供給ソースの確保と新規顧客の開拓を推進してまいります。

今後当社グループは以上の施策を通じて、株主の皆様のご期待にお応えしてまいりる所存であります。何卒より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第63期 (平成23年度)	第64期 (平成24年度)	第65期 (平成25年度)	第66期 (当連結会計年度) (平成26年度)
売 上 高	187,606	167,263	165,416	179,523
経 常 利 益	7,028	6,085	4,893	5,832
当 期 純 利 益	4,206	4,008	3,192	3,342
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	150.81円	146.51円	118.75円	125.61円
総 資 産	61,363	63,136	66,398	73,427
純 資 産	41,138	44,460	47,449	51,176

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
マツダ流通株式会社	百万円 80	100.0%	自動車貨物運送 食品原材料販売
マツダ環境株式会社	50	100.0	車両管理、貴金属製品販売
日本メディカルテクノロジー株式会社	60	— (100.0)	各種歯科材料販売 貴金属原材料回収・製錬
北海道アオキ化学株式会社	15	— (100.0)	産業廃棄物収集運搬・処理 貴金属原材料回収・製錬
ゼロ・ジャパン株式会社	200	100.0	各種廃棄物処理設備販売
Matsuda Sangyo (Thailand) Co.,Ltd.	695 (240百万THB)	100.0	各種電子材料販売 貴金属原料回収・製錬
Matsuda Sangyo (Philippines) Corporation	218 (92百万PHP)	100.0	各種電子材料販売 貴金属原料回収・製錬
Matsuda Sangyo (Singapore) Pte.Ltd.	325 (5百万SGD)	100.0	各種電子材料販売 貴金属原料回収・製錬
Matsuda Resource Recycling (Suzhou) Co.,Ltd.	120 (7百万CNY)	100.0	各種電子材料販売 貴金属原料回収・製錬
Matsuda Sangyo (Malaysia) Sdn.Bhd.	1,213 (41百万MYR)	100.0	各種電子材料販売 貴金属原料回収・製錬
Matsuda Sangyo Trading (Qingdao) Co.,Ltd.	40 (3百万CNY)	100.0	食品原材料販売・仲介
Matsuda Sangyo Trading (Thailand) Co.,Ltd.	5 (2百万THB)	49.0	食品原材料販売・仲介
South Gate Realty Holding Inc.	2 (1百万PHP)	40.0	土地賃貸
Matsuda Sangyo (Vietnam) Co.,Ltd.	793 (8百万USD)	100.0	各種電子材料販売 貴金属原料回収・製錬

- (注) 1. 日本メディカルテクノロジー株式会社および北海道アオキ化学株式会社は、マツダ環境株式会社の100%子会社であり、それらの議決権比率は()で表示しております。
2. Matsuda Sangyo Trading (Thailand) Co.,Ltd. は、当社の議決権比率が49.0%ですが、支配力基準の適用により連結子会社としております。
3. South Gate Realty Holding Inc. は、Matsuda Sangyo (Philippines) Corporationの議決権比率が40.0%ですが、支配力基準の適用により連結子会社としております。
4. South Gate Realty Inc. は、Matsuda Sangyo (Philippines) Corporationの土地保有会社であります。

(6) 主要な事業内容(平成27年3月31日現在)

事業別	事業内容
貴金属関連事業	各種電子材料の加工・販売、貴金属地金および貴金属成品の販売 貴金属原材料ほかの回収・製錬処理 各種精密機械の洗浄および補修品の加工・販売 宝石・貴金属装飾品の加工・販売 感材銀地金の販売 産業廃棄物の収集運搬ならびに中間処理
食品関連事業	魚肉すりみ・冷凍魚類ほか水産加工品、鶏卵加工品、各種食品添加物、野菜および野菜加工品、畜肉類他の国内および輸入食品原材料の販売、貨物運送

(7) 主要な事業所(平成27年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社 ＜営業所および工場＞	東京都新宿区	名古屋営業所	名古屋市熱田区 (食品部門)
仙台営業所	仙台市宮城野区	愛知営業所	愛知県小牧市 (貴金属部門)
塩釜営業所	宮城県塩釜市	いわき営業所	愛知県豊明市 (環境部門)
いわき営業所	福島県いわき市	水戸営業所	茨城県水戸市
水戸営業所	茨城県水戸市	東京営業所	東京都港区 (食品部門)
東京営業所	東京都港区	大阪営業所	大阪府西淀川区
東京第一営業所	東京都練馬区	福山営業所	広島県福山市
東京第二営業所	東京都練馬区	埼玉営業所	埼玉県入間市 (貴金属部門)
埼玉営業所	埼玉県狭山市	福岡営業所	福岡市東区
神奈川営業所	神奈川県厚木市	鹿児島営業所	鹿児島県霧島市
小田原営業所	神奈川県小田原市	台湾支店	台湾新竹縣
長野営業所	長野県長野市	開発センター	埼玉県入間市
金沢営業所	石川県金沢市	武蔵工場	埼玉県入間市
		武蔵第二工場	埼玉県入間市
		武蔵第三工場	埼玉県入間市
		入間工場	埼玉県入間市
		入間第二工場	埼玉県入間市

② 子会社

名 称	所 在 地
マ ッ ダ 流 通 株 式 会 社	東 京 都 新 宿 区
マ ッ ダ 環 境 株 式 会 社	東 京 都 新 宿 区
日 本 メ デ ィ カ ル テ ク ノ ロ ジ ー 株 式 会 社	東 京 都 練 馬 区
北 海 道 ア オ キ 化 学 株 式 会 社	北 海 道 札 幌 市 白 石 区
ゼ ロ ・ ジ ャ パ ン 株 式 会 社	東 京 都 新 宿 区
Matsuda Sangyo (Thailand) Co.,Ltd.	タ イ 王 国
Matsuda Sangyo (Philippines) Corporation	フ ィ リ ピ ン 共 和 国
Matsuda Sangyo (Singapore) Pte.Ltd.	シ ン ガ ポ ー ル 共 和 国
Matsuda Resource Recycling (Suzhou) Co.,Ltd.	中 華 人 民 共 和 国
Matsuda Sangyo (Malaysia) Sdn.Bhd.	マ レ ー シ ア
Matsuda Sangyo Trading (Qingdao) Co.,Ltd.	中 華 人 民 共 和 国
Matsuda Sangyo Trading (Thailand) Co.,Ltd.	タ イ 王 国
South Gate Realty Holding Inc.	フ ィ リ ピ ン 共 和 国
Matsuda Sangyo (Vietnam) Co.,Ltd.	ベ ト ナ ム 社 会 主 義 共 和 国

(8) 従業員の状況(平成27年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
貴金属関連事業	750名 (123)	7名増 (6名増)
食品関連事業	159名 (27)	3名減 (2名減)
全社(共通)	80名 (8)	10名増 (2名増)
合 計	989名 (158)	14名増 (6名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で表示しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
729名	—	37.7歳	12.8年

(注) 臨時従業員数133名および出向者62名を含んでおりません。

(9) 主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	3,473
株式会社三井住友銀行	1,350
農林中央金庫	1,074
株式会社三菱東京UFJ銀行	850
明治安田生命保険相互会社	600

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 28,908,581株
- (3) 株主数 12,693名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
松田芳明	4,552,665	17.12
松田物産株式会社	3,570,649	13.42
松田邦子	2,142,740	8.06
明治安田生命保険相互会社	931,700	3.50
松田和子	773,796	2.91
對馬純子	773,758	2.91
住友生命保険相互会社	665,500	2.50
株式会社みずほ銀行	652,190	2.45
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	479,200	1.80
農林中央金庫	425,920	1.60

(注) 当社は、自己株式2,308,999株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	松 田 芳 明	
取締役副社長	對 馬 浩 二	社長補佐、経営企画部門管掌兼経営企画室長
専務取締役	徳 永 庸 夫	生産本部長兼生産管理部長
常務取締役	細 田 颯 治	貴金属事業部長
常務取締役	片 山 雄 司	総務部長兼人事教育部長兼法務部管掌兼TRM委員長
取 締 役	佐々木 隆 茂	貴金属事業部副事業部長兼金属原料部長、金属回収事業統括
取 締 役	山 崎 隆 一	環境事業部長
取 締 役	伊 藤 康 之	食品事業部営業企画推進部長兼水産部すりみ課管掌
取 締 役	馬 場 信 明	貴金属事業部副事業部長兼地金市場部長
取 締 役	木 下 敦 視	財務部長兼IR部長兼管理部管掌
取 締 役	石 禾 健 二	食品事業部長兼水産部長兼畜産部長
監 査 役 (常勤)	内 山 敏 彦	
監 査 役	谷 哲 夫	
監 査 役	熊 坂 博 幸	日本航空株式会社 社外監査役
監 査 役	樋 口 和 男	

- (注) 1. 監査役全員は、いずれも社外監査役であります。
 2. 監査役 内山敏彦氏および熊坂博幸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 3. 当期中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。

(1) 就任

平成26年6月26日開催の第65回定時株主総会において、石禾健二氏は取締役に選任され、就任いたしました。

平成26年6月26日開催の第65回定時株主総会において、樋口和男氏は監査役に選任され、就任いたしました。

(2) 退任

平成26年6月26日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって、田代芳孝氏および船本正則氏は取締役を任期満了により退任いたしました。

平成26年6月26日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって、石原猛男氏は監査役を辞任により退任いたしました。

4. 当社は、社外取締役の選任に至っておりませんが、貴金属関連事業および食品関連事業を行うにあたり、取締役会を業務に精通した取締役に構成することで業務効率の維持・向上を図ってまいりました。また、監査役は、それぞれが有する専門的見地等に基づき、客観的な立場から取締役の職務執行を監視してまいりました。

コーポレート・ガバナンスにおいては、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役4名による監査が実施されることにより、経営監視体制が整っていると考えてまいりましたが、機能をさらに強化するために、平成27年3月13日に、平成27年6月25日開催の第66回定時株主総会の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行する方針を決議しております。

過半数を社外取締役に構成する監査等委員会の設置により、業務執行の違法性、妥当性の監査、監督機能の強化と、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図ることで、より透明性の高い経営の実現を目指しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

(単位：百万円)

区 分	支給人員	支 給 額	備 考
取 締 役	13名	229	平成4年5月15日臨時株主総会の決議による報酬限度額は月額20百万円であります。
監 査 役	5名	30	平成21年6月26日第60回定時株主総会の決議による報酬限度額は月額3百万円であります。
計	18名	260	

- (注) 1. 上表の他に使用人兼務取締役の使用人給与相当額60百万円があります。
2. 平成26年6月26日開催の第65回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役2名に対し55百万円、退任社外監査役1名に対し4百万円を支給しております(過年度において役員退職慰労引当金繰入額として計上済みの額を含んでおります)。
3. 上記報酬等の額には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金56百万円を含んでおります。
4. 期末日現在の取締役は11名、監査役は4名であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
社外監査役	内 山 敏 彦	—	—	当該事項はありません。
	谷 哲 夫	—	—	当該事項はありません。
	熊 坂 博 幸	日本航空株式会社	社外監査役	特別な関係はありません。
	樋 口 和 男	—	—	当該事項はありません。

- (注) 内山敏彦氏および熊坂博幸氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外監査役	内 山 敏 彦	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回のうち14回に出席し、公認会計士としての専門の見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会と経営トップとの定期的会合において、意見交換を行っております。
	谷 哲 夫	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回のうち14回に出席し、経理・財務・経営企画・海外事業に精通した企業経営者として豊富な専門の見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会と経営トップとの定期的会合において、意見交換を行っております。
	熊 坂 博 幸	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回のうち14回に出席し、公認会計士としての専門の見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会と経営トップとの定期的会合において、意見交換を行っております。
	樋 口 和 男	平成26年6月26日就任以降開催された取締役会10回すべてに出席し、また、平成26年6月26日就任以降開催された監査役会10回すべてに出席し、永年にわたり地方行政等多分野にわたる経験と高い見識により、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会と経営トップとの定期的会合において、意見交換を行っております。

③ 社外役員の責任限定契約に関する事項

当社定款に基づき、社外監査役全員と責任限定契約を締結しており、その概要は次のとおりです。

社外監査役の責任限定契約

社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときには、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

④ 社外監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
社外監査役の報酬等の総額	5名	30百万円

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	48百万円
当社及び連結子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

(3) 連結子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、Matsuda Sangyo (Thailand) Co.,Ltd.、Matsuda Sangyo (Philippines) Corporation、Matsuda Sangyo (Singapore) Pte.Ltd.、Matsuda Resource Recycling (Suzhou) Co.,Ltd.、Matsuda Sangyo (Malaysia) Sdn.Bhd.、Matsuda Sangyo Trading (Qingdao) Co.,Ltd.、Matsuda Sangyo Trading (Thailand) Co.,Ltd.、South Gate Realty Holding Inc.およびMatsuda Sangyo (Vietnam) Co.,Ltd.は当社の会計監査人以外の監査法人 (Ernst & Young、上海邁伊茲会計師事務所有限公司、青島中天華振興有限責任会計士事務所、Rca Management & Business Consultant Co.)の監査を受けております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき、当該会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案とすることが妥当かどうかを検討する方針であります。

5. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① コンプライアンス体制に係る規程を制定し、役職員が法令および定款を遵守した行動をとるための行動規範を定める。また、その徹底を図るため、コンプライアンス担当役員は、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、役職員教育等を行う。これらの活動は定期的に取り締役に報告される。
 - ② 法令違反行為等に関する従業員からの相談または通報の処理の仕組みを定めた「ホットライン制度規程」を制定し、不正行為等の早期発見と是正を図るための内部通報制度を構築している。
 - ③ 内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会および監査役会に報告されるものとする。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役および監査役は、「文書管理規程」により、常時、これらの文章等を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ、債権管理、商品相場、為替管理等に係るリスクについては、担当部署において、法令および社内規程を遵守し、規則・マニュアル・ガイドラインの作成・配布、教育訓練の実施を通じて、リスク管理の徹底を図る。
 - ② 「TRM（トータルリスクマネジメント）委員会規程」を制定し、企業経営に重大な影響を与える様々なリスクの顕在化を未然に防止すると共に、万一緊急事態が発生した場合に迅速かつ的確に対処し、速やかな復旧を図るための組織体制を構築している。全社のリスクに関する総括責任者としてTRM委員長を任命し、全体的リスク管理の進捗状況のレビューを実施する。この結果は取締役会に報告される。

- ③ 情報セキュリティに関しては、「情報セキュリティ管理規程」を設け、すべての役員および従業員に対して、情報セキュリティに関する行動規範を示し、情報セキュリティの確保、維持を図る。
 - ④ 監査室が各部署毎のリスク管理の状況を監査する。
 - ⑤ 法務部が各事業所の実地調査により、環境法令等の遵守状況の確認および遵法性に関する指導を行う。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は、役職員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目標達成に向けて各部門が実施すべき各年度の具体的な目標を定める。
 - ② 効率的な情報システムを用いた業績管理により、取締役会が定期的にその目標達成のレビューを実施し、業務の改善を促すことで目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現する。
 - ③ 情報システムに関しては「情報システム管理規程」において、全体最適化計画、企画、開発、運用、および保守についての基本指針を定め、これらの業務の体系的かつ効果的な遂行を図る。
- (5) 次に掲げる体制その他の当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、当社が定める「関係会社管理規程」において、関係会社の経営内容を的確に把握するため、業績、財務状況その他重要な事項について必要に応じて関係資料等の報告および提出を求める。
 - ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a 当社は、当社グループ全体のリスク管理について「TRM（トータルリスクマネジメント）委員会規程」を制定し、同規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
 - b 当社は、子会社を含めたリスク管理を担当する機関としてTRM（トータルリスクマネジメント）委員会を運営し、グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議する。

- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 「関係会社管理規程」に基づき、業務の円滑化および管理の適正化を図り、当社および関係会社間の情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。
- ④ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- a 当社は子会社に、その役員および使用人が「企業倫理規程」「コンプライアンス規程」に基づき、法令および定款を遵守した行動に努める体制を構築している。
- b 当社は子会社に、法令違反行為等に関する従業員からの相談または通報、不正行為等の早期発見と是正を図るため「ホットライン制度規程」を利用する体制を構築している。
- ⑤ その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- 当社の内部監査部門は、子会社の内部監査を実施する。
- (6) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- 監査室は監査役を補助する体制を確保する。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役は監査室に属する使用人の人事異動について、事前に人事担当取締役より報告を受けるとともに、必要がある場合には、理由を付して当該人事異動につき変更を人事担当取締役に申し入れることができるものとする。また、当該使用人を懲戒に処する場合には、人事担当取締役はあらかじめ監査役の承諾を得るものとする。
- (8) 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制
- その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定する方法によるものとする。
- ② 子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に対して、子会社に重大な影響を及ぼす事項等を速やかに報告する。

- ③ 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、「ホットライン制度規程」において体制を整備している。
 - ④ ホットラインの担当部門は、当社および子会社の取締役および使用人からの内部通報の状況について、定期的に監査役に対して報告する。
 - ⑤ 当社監査室、法務部は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役社長、会計監査人および子会社の役員等とそれぞれ定期的に重要事項等につき意見交換会を開催することとする。
- (11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制
当社は、「企業倫理規程」において「社会秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、経済的な利益を供与する等反社会的勢力に与する行動はしない」という方針を明確にするとともに、「反社会的勢力に対応するための指針」により、当社が締結する契約書に反社会的勢力を排除する条項を盛り込むことなどの具体的活動指針を定め、方針の徹底を図る。

〔本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切捨て、比率については四捨五入して表示しております。〕

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	53,374	流 動 負 債	18,502
現金及び預金	6,003	買掛金	7,922
受取手形及び売掛金	19,218	短期借入金	3,582
商品及び製品	16,576	一年内に返済予定の長期借入金	1,298
仕掛品	309	未払法人税等	1,401
原材料及び貯蔵品	6,667	未払金	856
繰延税金資産	485	賞与引当金	627
未収入金	653	その他	2,812
その他	3,501		
貸倒引当金	△41		
固 定 資 産	20,052	固 定 負 債	3,748
有 形 固 定 資 産	14,494	長期借入金	2,546
建物及び構築物	3,773	役員退職慰労引当金	599
機械装置及び運搬具	2,083	退職給付に係る負債	113
土地	7,852	繰延税金負債	408
リース資産	89	その他	81
建設仮勘定	419		
その他	274	負 債 合 計	22,250
無 形 固 定 資 産	188	純 資 産 の 部	
その他	188	株 主 資 本	48,888
投 資 そ の 他 の 資 産	5,369	資本金	3,559
投資有価証券	3,911	資本剰余金	4,008
その他	1,605	利益剰余金	43,942
貸倒引当金	△147	自己株式	△2,621
		その他の包括利益累計額	2,285
		その他有価証券	543
		評価差額金	△79
		繰延ヘッジ損益	1,798
		為替換算調整勘定	22
		退職給付に係る調整累計額	2
		少 数 株 主 持 分	2
		純 資 産 合 計	51,176
資 産 合 計	73,427	負 債 純 資 産 合 計	73,427

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	179,523
売上原価	162,703
売上総利益	16,820
販売費及び一般管理費	11,409
営業利益	5,410
営業外収益	
受取利息	10
受取配当金	18
持分法による投資利益	443
仕入割引	16
受取家賃	29
受取保険金	2
その他	49
営業外費用	
支払利息	46
為替差損	57
賃貸収入原価	19
その他	27
経常利益	5,832
税金等調整前当期純利益	5,832
法人税、住民税及び事業税	2,070
法人税等調整額	418
少数株主損益調整前当期純利益	3,343
少数株主利益	0
当期純利益	3,342

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年4月1日残高	3,559	4,008	41,311	△2,526	46,353
会計方針の変更による累積的影響額			△72		△72
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,559	4,008	41,238	△2,526	46,280
連結会計年度中の 変動額					
剰余金の配当			△639		△639
当期純利益			3,342		3,342
自己株式の取得				△95	△95
株主資本以外の項目の連結会計年度中の 変動額(純額)					
連結会計年度中の 変動額合計	—	—	2,703	△95	2,607
平成27年3月31日残高	3,559	4,008	43,942	△2,621	48,888

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰上延損益	為替換算調整勘定	退職に供する累計額	その他の包括利益累計額		
平成26年4月1日残高	252	86	770	△14	1,094	1	47,449
会計方針の変更による累積的影響額							△72
会計方針の変更を反映した当期首残高	252	86	770	△14	1,094	1	47,376
連結会計年度中の 変動額							
剰余金の配当							△639
当期純利益						0	3,343
自己株式の取得							△95
株主資本以外の項目の連結会計年度中の 変動額(純額)	290	△165	1,028	37	1,191	0	1,191
連結会計年度中の 変動額合計	290	△165	1,028	37	1,191	0	3,799
平成27年3月31日残高	543	△79	1,798	22	2,285	2	51,176

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	46,644	流 動 負 債	18,346
現金及び預金	2,570	買掛金	7,489
受取手形	298	短期借入金	3,582
売掛金	18,409	一年以内に返済予定の長期借入金	1,298
商品及び製品	12,161	リース債務	14
仕掛品	279	未払金	657
原材料及び貯蔵品	4,651	未払費用	813
前渡金	1,244	未払法人税等	1,280
前払費用	87	前受金	1,672
未収入金	733	預り金	32
繰延税金資産	391	関係会社預り金	890
関係会社短期貸付金	4,001	賞与引当金	611
その他の貸倒引当金	1,857	その他	4
	△41		
固 定 資 産	18,774	固 定 負 債	3,371
有形固定資産	11,917	長期借入金	2,546
建物	2,788	リース債務	31
構築物	243	退職給付引当金	121
機械装置	1,721	役員退職慰労引当金	599
車両運搬具	11	繰延税金負債	50
工具、器具備品	119	その他	21
土地	6,962		
リース資産	45		
建設仮勘定	23		
		負 債 合 計	21,717
無 形 固 定 資 産	184	純 資 産 の 部	
借地権	30	株主資本	43,106
ソフトウェア	130	資本剰余金	3,559
その他	23	資本準備金	4,008
		利益剰余金	38,159
投 資 そ の 他 の 資 産	6,673	利益準備金	177
投資有価証券	1,473	その他利益剰余金	37,981
関係会社株式	2,697	配当平均積立金	140
関係会社出資金	953	退職積立金	450
関係会社長期貸付金	435	別途積立金	6,500
その他の貸倒引当金	1,261	繰越利益剰余金	30,891
	△147	自 己 株 式	△2,621
		評価・換算差額等	596
		その他有価証券	524
		評価差額	
		繰延ヘッジ損益	71
		純 資 産 合 計	43,702
資 産 合 計	65,419	負 債 純 資 産 合 計	65,419

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		177,386
売 上 原 価		162,958
売 上 総 利 益		14,427
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,827
営 業 利 益		4,600
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	50	
受 取 配 当 金	173	
仕 入 割 引	16	
受 取 家 賃	28	
そ の 他	43	312
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	60	
貸 貸 収 入 原 価	19	
為 替 差 損	28	
そ の 他	25	133
経 常 利 益		4,779
税 引 前 当 期 純 利 益		4,779
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,866	
法 人 税 等 調 整 額	50	1,916
当 期 純 利 益		2,862

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
平成26年4月1日残高	3,559	4,008	4,008
会計方針の変更による累積的影響額			
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,559	4,008	4,008
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	—	—	—
平成27年3月31日残高	3,559	4,008	4,008

	株 主 資 本							自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 剰 余 金						利 益 剰 余 金 合 計		
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金							
		配 当 平 均 積 立 金	退 職 積 立 金	別 積 立 金	途 繰 越 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
平成26年4月1日残高	177	140	450	6,500	28,739	36,007	△2,526	41,049	
会計方針の変更による累積的影響額					△71	△71		△71	
会計方針の変更を反映した当期首残高	177	140	450	6,500	28,668	35,936	△2,526	40,977	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△639	△639	△639	
当期純利益					2,862	2,862		2,862	
自己株式の取得							△95	△95	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	2,223	2,223	△95	2,128	
平成27年3月31日残高	177	140	450	6,500	30,891	38,159	△2,621	43,106	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成26年4月1日残高	249	35	284	41,333
会計方針の変更による累積的影響額				△71
会計方針の変更を反映した当期首残高	249	35	284	41,262
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△639
当期純利益				2,862
自己株式の取得				△95
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	275	36	311	311
事業年度中の変動額合計	275	36	311	2,439
平成27年3月31日残高	524	71	596	43,702

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月14日

松田産業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 恭治 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 千足 幸男 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、松田産業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、松田産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月14日

松田産業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 恭治 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 千足 幸男 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、松田産業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、各監査役の職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果の報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画、各監査役の職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）の整備に関する取締役会の決議の内容及び当該決議に基づき整備されている内部統制システムの運用状況について、取締役及び使用人等から構築及び運用について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び使用人等との意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に事業の報告を受け、また必要に応じて実地調査をいたしました。

会計監査に関しましては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか、監査の品質管理が機能しているかについては、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査の結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である「新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である「新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年 5月21日

松田産業株式会社 監査役会

社外監査役(常勤)	内 山 敏 彦	Ⓔ
社外監査役	谷 哲 夫	Ⓔ
社外監査役	熊 坂 博 幸	Ⓔ
社外監査役	樋 口 和 男	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

当社利益配分につきましては、内部留保とのバランスを考慮した安定配当の継続と、時機に応じた株主還元を組み合わせることによって、株主様の期待に応えることを基本方針としております。なお、内部留保につきましては、主に貴金属関連事業における生産設備・研究開発などの成長投資へ有効活用し、将来的な収益力の向上と企業体質の強化を図ってまいります。

当期の期末配当金につきましては、下記のとおり13円とすることといたしました。この結果、当期の年間配当金は中間配当金12円と合わせて25円となります。

期末配当に関する事項

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金13円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は345,794,566円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

併せて、同改正法により会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の所要の変更を行うものであります。この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

2. 変更内容

次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は15名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任) 第20条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (省略) 3. (省略)</p> <p>(取締役の任期) 第22条 当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、15名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第20条 当社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第22条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、他の現任監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任) 第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2. (省略)</p> <p>(取締役会規程) 第28条 当会社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等) 第29条 当会社の取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当会社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置) 第31条 当会社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数) 第32条 当会社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第33条 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役会規程) 第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第30条 当会社の取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会の設置) 第32条 当会社は監査等委員会を置く。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の解任) <u>第34条 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期) <u>第35条 当会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>3. 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤監査役) <u>第36条 監査役は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集通知) <u>第37条 当会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(監査等委員会の招集通知) <u>第33条 当会社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(監査役会の決議の方法) <u>第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(監査等委員会の決議の方法) <u>第34条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(監査役会の議事録) <u>第39条 監査役会における議事の経過およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u> <u>2. 監査役会の議事録は、議事の日から10年間本店に備え置く。</u></p>	<p>(監査等委員会の議事録) <u>第35条 監査等委員会における議事の経過およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u> <u>2. 監査等委員会の議事録は、議事の日から10年間本店に備え置く。</u></p>
<p>(監査役会規程) <u>第40条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(監査等委員会規程) <u>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(監査役の報酬等) <u>第41条 当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第42条 当社は、取締役会の決議によって、<u>監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は社外監査役との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第43条～第45条 (省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第47条 (省略)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第48条～第51条 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第39条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第42条～第45条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1 当社は、<u>第66回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>第66回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第42条第2項の定めるところによる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）11名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）11名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	まつだ よしあき 松田 芳明 (昭和36年10月9日生)	昭和63年10月 当社取締役 平成3年1月 当社常務取締役 平成4年7月 当社営業・生産・経営企画室管 掌 平成7年6月 当社専務取締役 平成8年1月 当社営業・経営企画室管掌 平成11年4月 当社取締役副社長 平成12年1月 当社代表取締役 平成15年5月 当社代表取締役社長（現任）	4,552,665株
2	つしま こうじ 對馬 浩二 (昭和43年6月9日生)	平成13年8月 当社入社 平成13年8月 当社経営企画室部長 平成14年6月 当社取締役 平成15年5月 当社常務取締役 平成16年6月 当社専務取締役 社長補佐兼経営企画部門管掌 (現任) 平成20年2月 当社経営企画室長（現任） 平成21年7月 当社取締役副社長（現任）	309,510株
3	とくなが つねお 徳永 庸夫 (昭和22年9月10日生)	平成14年4月 当社入社 平成14年4月 当社生産本部長兼生産管理部長 平成14年6月 当社常務取締役 平成17年7月 当社専務取締役（現任） 平成24年4月 当社生産本部長兼生産管理部長 兼環境リサイクル部長 平成26年4月 当社生産本部長兼生産管理部長 平成27年4月 当社環境ソリューション事業部 長兼生産統括本部長兼技術開発 部長兼品質保証室管掌（現任）	2,662株
4	ほそだ けんじ 細田 顕治 (昭和28年8月4日生)	昭和53年4月 松田産業(株)（旧・松田産業(株)） 入社 平成4年1月 当社貴金属営業本部営業企画推 進部長 平成12年7月 当社貴金属営業本部副本部長 平成12年9月 当社貴金属事業部副事業部長兼 化学工業品部長 平成16年6月 当社取締役 平成19年12月 当社貴金属事業部長兼地金市場 部長 平成20年4月 当社常務取締役（現任） 平成24年7月 当社貴金属事業部長 平成27年4月 当社貴金属材料事業部長兼化学 品部長兼地金市場部長（現任）	11,979株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
5	かたやま ゆうじ 片山 雄司 (昭和29年3月23日生)	昭和51年3月 松田産業(株) (旧・松田産業(株)) 入社 平成9年4月 当社人事教育部長 平成14年6月 当社取締役人事教育部長兼総務 部管掌 平成21年7月 当社常務取締役 (現任) 平成22年6月 当社人事教育部長兼総務部長 (現任) 平成24年4月 当社人事教育部管掌 平成26年4月 当社人事教育部長兼TRM委員長 (現任) 平成26年6月 当社法務部管掌 (現任) 平成27年4月 当社人事部長 (現任)	3,993株
6	ささき たかしげ 佐々木 隆 茂 (昭和28年9月23日生)	昭和55年6月 当社入社 平成5年1月 当社貴金属営業本部金属原料営 業部長 平成12年3月 当社貴金属営業本部金属原料部 長 平成12年7月 当社貴金属営業本部副本部長 平成12年9月 当社貴金属事業部副事業部長兼 金属原料部長 平成16年6月 当社取締役 (現任) 平成20年4月 当社貴金属事業部金属原料部門 担当 平成21年1月 当社貴金属事業部金属原料部長 平成22年6月 当社貴金属事業部金属回収事業 統括 平成27年4月 当社貴金属リサイクル事業部長 兼事業推進部長 (現任)	15,972株
7	やまざき りゅういち 山 崎 隆 一 (昭和33年8月24日生)	昭和56年4月 当社入社 平成16年4月 当社環境事業部環境営業部長 平成18年4月 当社環境事業部副事業部長兼環 境ソリューション営業部長 平成19年1月 当社環境事業部長兼環境ソリュ ーション営業部長 平成19年6月 当社取締役 (現任) 平成25年10月 当社環境リサイクル営業部長 平成27年4月 当社金属・環境営業本部長兼国 内営業部長兼営業企画推進部長 兼アーバンリサイクル営業部管 掌 (現任)	2,238株
8	いと う やすゆき 伊 藤 康 之 (昭和35年2月4日生)	昭和59年4月 松田産業(株) (旧・松田産業(株)) 入社 平成18年4月 当社食品事業部すりみ営業部長 平成20年6月 当社取締役 (現任) 平成21年1月 当社食品事業部水産部長 平成23年10月 当社食品事業部営業企画推進部 長 (現任) 平成25年7月 当社食品事業部水産部すりみ課 管掌 (現任)	2,050株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
9	ぼ ば のぶあき 馬 場 信 明 (昭和31年2月4日生)	昭和53年4月 当社入社 平成3年7月 当社貴金属営業本部電子材料営業部長 平成5年5月 当社人事教育部長 平成9年4月 当社貴金属営業本部販売担当部長 平成12年3月 当社貴金属事業部電子工業品部長 平成22年6月 当社取締役（現任）貴金属事業部副事業部長兼電子工業品部長、貴金属販売事業統括 平成24年7月 当社貴金属事業部地金市場部長 平成27年4月 当社メンテナンス事業部長兼カスタマーサービス部長（現任）	11,797株
10	きのした あつし 木 下 敦 視 (昭和33年5月5日生)	昭和57年4月 当社入社 平成11年4月 当社総務部長 平成19年3月 当社総務部長兼監査室長 平成22年6月 当社財務部長 平成24年6月 当社取締役（現任） 平成26年4月 当社IR部長 平成26年6月 当社管理部管掌 平成27年4月 当社管理本部長兼財務部長兼IR部長（現任）	4,203株
11	い さ わ けんじ 石 禾 健 二 (昭和38年10月12日生)	昭和63年4月 松田産業㈱（旧・松田産業㈱）入社 平成24年4月 当社人事教育部長 平成26年4月 当社食品事業部長兼水産部長（現任） 平成26年6月 当社畜産部長（現任） 平成26年6月 当社取締役（現任）	3,696株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1 (新任)	うちやま としひこ 内山 敏彦 (昭和27年7月7日生)	昭和50年4月 扶桑監査法人入所 昭和62年1月 新光監査法人社員 平成8年6月 中央監査法人代表社員 平成19年8月 新日本監査法人(現・新日本有 限責任監査法人)代表社員 平成22年6月 新日本有限責任監査法人退職 平成23年6月 当社常勤監査役(現任)	0株
2 (新任)	くまさか ひろゆき 熊坂 博幸 (昭和23年6月30日生)	昭和48年4月 扶桑監査法人入所 昭和58年1月 新光監査法人社員 平成元年2月 中央新光監査法人代表社員 平成18年5月 中央青山監査法人評議員 平成19年1月 みすず監査法人評議員会議長、 東京事務所長 平成19年8月 (みすず監査法人の解散により) 同代表清算人(現任) 平成20年6月 当社監査役(現任) 平成23年3月 日本航空㈱監査役(現任)	0株
3 (新任)	ひぐち かずお 樋口 和男 (昭和20年12月25日生)	昭和39年4月 埼玉県庁入庁 平成12年4月 同住宅都市部都市づくり政策室 長 平成13年4月 同県土整備部住宅課長 平成16年4月 同企業局長 平成17年4月 同都市整備部長 平成20年4月 同公営企業管理者 平成22年3月 同退職 平成26年6月 当社監査役(現任)	0株
4 (新任)	なかおか としのり 中岡 利徳 (昭和24年7月25日生)	昭和43年3月 警視庁入庁 平成15年4月 同組織犯罪対策第五課 管理官 平成15年9月 同小松川警察署副所長 平成16年9月 同組織犯罪対策部 理事官 平成18年2月 同田無警察署長 平成19年2月 同生活環境課長 平成20年9月 同退職	0株

- (注) 1. 内山敏彦氏、熊坂博幸氏、樋口和男氏、中岡利徳氏の4氏は新任の社外取締役候補者であります。
2. 社外取締役の候補者の選任理由および社外取締役として職務を適切に遂行することができるかと当社が判断した理由
- ① 内山敏彦氏については、公認会計士として永年にわたる会計分野の経験と高い見識を有しており、その知識や経験等を当社の監査・監督に活かしていただくため、社外取締役として選任するものであります。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。また、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
- ② 熊坂博幸氏については、公認会計士として永年にわたる会計分野の経験と高い見識を有しており、その知識や経験等を当社の監査・監督に活かしていただくため、社外取締役として選任するものであります。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって7年となります。また、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

- ③ 樋口和男氏は、永年にわたり地方行政等多分野にわたる経験と高い知識を有しており、この専門的な知識をもって当社の監査・監督に活かしていただくため、社外取締役として選任するものであります。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。
- ④ 中岡利徳氏は、永年にわたり警察関係における経験と高い知識を有しており、この専門的な知識をもって当社の監査・監督に活かしていただくため、社外取締役として選任するものであります。
3. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 社外取締役との責任限定契約について
内山敏彦、熊坂博幸、樋口和男の3氏は、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同各氏の選任が承認された場合、再度責任限定契約を締結する予定であります。また、中岡利徳氏の選任が承認された場合、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として新たに賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成4年5月15日開催の臨時株主総会において月額20百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、月額30百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は11名となります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、月額5百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって監査役 谷哲夫氏が任期満了により退任いたします。その在任中の功労に報いるため、当社所定の基準により相当の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期・方法等は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員の協議にご一願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
たに 谷 哲 夫	平成15年6月 当社監査役（現任）

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区戸塚町一丁目104番19号
 リーガロイヤルホテル東京 3階 ロイヤルホール I
 (TEL:03-5285-1121)



○徒歩○

地下鉄東西線 早稲田駅 3a 出口 徒歩約7分
 地下鉄有楽町線 江戸川橋駅 1b 出口 徒歩約10分
 都電荒川線 早稲田駅 徒歩約3分

○都バス○

高田馬場駅 ②乗り場 早大正門行き (学02) 早大正門下車
 ④乗り場 九段下行き (飯64) 早稲田下車
 ⑤乗り場 上野公園行き (上69) 早稲田下車

○会場行きシャトルバス○

高田馬場駅⇄リーガロイヤルホテル東京 (約10分)
 ※乗車人数に限りがございますので (定員25名) ご乗車いただけ
 ない場合がございます。余裕を持ってお出かけ下さい。
 JR山手線、西武新宿線 高田馬場駅 早稲田口を出て右、
 または地下鉄東西線 高田馬場駅 5番出口すぐ
 駅前ロータリー内、F I ビル前
 高田馬場駅発：9時10分、40分